

～幼児教育・保育無償化に関する申請等について(新制度未移行幼稚園)～

1. 制度の概要

令和元年10月より幼児教育・保育無償化制度が開始することにより、幼稚園に通う満3歳から5歳児の子どもの利用料が月額2,57万円まで無償化の対象となります。無償化の対象となるためには認定申請などの手続きを行う必要があります。

具体的にどのような費用が無償化の対象となるかは次のとおりです。

費用の種類	無償化対象範囲	備考
月額利用料 (保育料と入園料)	月額2,57万円を上限として無償化の対象 保育料以外の実費(教材費、保護者会費等)は対象外	利用料徴収時に差し引かれるため請求申請は不要
給食費	年収360万円未満相当世帯と第3子以降(小学校第3学年修了前を基準)の児童に係る給食費のうち副食費(米やパン等の主食以外のおかず代)が減免の対象	徴収免除のための請求申請が必要となります
預かり保育	保育の必要性がある児童については、月額1,13万円(住民税非課税世帯の満3歳児は1,63万円)を上限に無償化の対象	保育認定申請と償還払いの請求申請が必要となります
認可外保育施設、一時保育、病児保育など	保育の必要性がある児童については、預かり保育の利用料を含め月額1,13万円(住民税非課税世帯の満3歳児は1,63万円)を上限に無償化の対象(一定の条件あり※)	保育認定申請と償還払いの請求申請が必要となります

※ 在園施設の開園時間が、1日8時間未満または年間開園日数が200日未満の場合に対象となるため施設によっては対象にならない場合があります。

2. 施設等利用給付認定申請の対象者

保護者が一宮市に住民登録をしており、対象施設を利用する児童が対象となります。保育の必要性がない(預かり保育を利用しない)児童は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(認定様式その1)」の提出が必要です。また、預かり保育を利用する保育の必要性がある児童は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(認定様式その2)」に加えて保護者の事由ごとに添付書類が必要となります。

3. 保育認定のための必要書類

預かり保育を利用する保育が必要な児童については、事由ごとに父母それぞれの必要書類があります。必要書類の一覧は次のとおりです。

事由	内容	必要な書類
就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、月60時間以上の全ての就労	【外勤の場合】 就労(採用内定)証明書(①) 就労に変更がないときは、源泉徴収票または確定申告の控(*)のコピーを提出しても可 ※育児休業から復帰される方については、就労(採用内定)証明書(①)のご提出をお願いします。 ※兄弟で申込みの場合は1枚でも可  【自営業の場合】 自営業就労申立書(②) 就労に変更がないときは、源泉徴収票または確定申告の控(*)のコピーを提出しても可
母親の出産	母親が出産の前後(産前3か月・産後2か月)の場合	申立書(③) + 母子健康手帳(出産予定日がわかるページと表紙のコピー)
病気等	病気、心身に障害のある場合	申立書(③) + 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等状態がわかるもののコピーまたは診断書(コピーでも可)
病人の看護等	家族が長期間の病気や心身に障害があるため、保護者がいつもその看護にあっている場合	申立書(③) + 看護対象者の診断書等状態の分かるもの(コピーでも可)
災害等	火災・風水害・震災等で家屋を損失、破損したため、その復旧にあっており、児童の保育ができない場合	申立書(③) + 災害復旧にあっていることがわかる書類
求職活動	起業準備を含む	求職活動申立書(⑤)※(満3歳児のみ、幼児は不要)
在学、職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を含む	申立書(③) + 在学証明書または学生証(コピーでも可)
児童虐待、DV	児童虐待やDVの恐れがある場合	
育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	育児休業証明書(④)(幼児のみ) ※兄弟で申込みの場合は1枚でも可
その他	上記に類する状態にあると一宮市長が認めた場合	

\* 確定申告の控えは、就労先の名称、業種等が記載されているページの写しが必要  
提出場所：在園の幼稚園

※ 認定されると認定通知書が交付されます。

#### 4. 預かり保育について

保育の必要性があり保育認定を受けている児童が預かり保育を利用した場合、月額1,13万円(住民税非課税世帯の満3歳児は1,63万円)を上限に無償化の対象となります。申請の流れは以下の通りです。

- ① 事前に「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」(認定様式その2)と保育認定のための添付書類を園に提出し、認定通知書の交付を受けます。
- ② 預かり保育を利用し、利用料を園に支払います
- ③ 記入した「施設等利用費請求書(請求書様式その3)」と、申請前に園から受け取った「領収証(請求書様式その7-1-2)」と「提供証明書(請求書様式その7-2)」を園へ提出します。
- ④ 園より保育課へ提出の後、審査の上無償化対象分が請求書に記載された口座に振り込まれます。

※申請は4半期ごとに行い、その翌月末が提出期限となります。(例 令和元年10月~12月分は令和2年1月末が期限)

※預かり保育以外に認可外保育施設や病児保育等を利用している場合は「6. 他の施設を利用している場合」をご覧ください。

#### 5. 副食費の減免について

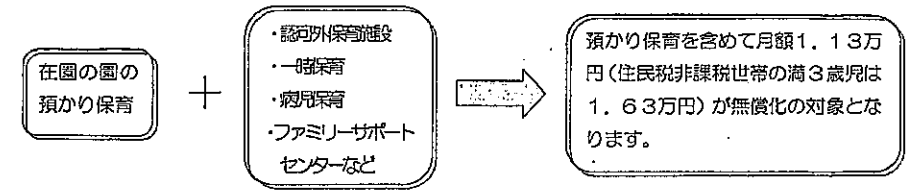
保育料以外で発生する実費負担は無償化の対象外となりますが、年収360万円未満相当の世帯と第3子以降(小学校第3学年修了前を基準)の児童に係る給食費のうち副食費(おかず代)については減免の対象となります。減免される金額は、副食費のうち月額4,500円が上限となり、各園で設定している副食費が月額4,500円を超える場合は、差額をご負担いただくこととなります。主食費(米、パン代など)、教材費、保護者会費等は減免対象にはなりません。

◎申請の流れは以下のとおりです。

- ① 減免の対象となる方には、事前に園から「補足給付費交付申請書(補足給付申請書様式その2)」を配付します。
- ② 「補足給付費交付申請書(補足給付申請書様式その2)」にご記入いただき、園へ提出します。
- ③ 副食費徴収免除のお知らせを園を通じ配付します。
- ④ 副食費から月額4,500円(上限額)を差し引いた給食費等の実費負担分を園にお支払いいただきます。

#### 6. 他の施設を利用している場合

在園の園で預かり保育を利用し、さらに認可外保育施設や病児保育など他の施設を利用している場合、預かり保育を含めて限度額の範囲内で無償化の対象となる場合があります。対象となる施設の利用例は以下のとおりです。申請には、預かり保育分の申請に必要な書類のほかそれぞれの施設で発行された「領収証(請求書様式その7-1-2)」や「提供証明書(請求書様式その7-2)」が必要(ファミリーサポートセンターを利用した場合は「活動報告書」も必要)となります。



※在園施設の開園時間が、1日8時間未満または年間開園日数が200日未満の場合に対象となるため、該当する園に在園する児童のみ対象となります。



\*問い合わせ先\*

一宮市役所 子育て部 保育課

入所・施設管理グループ

TEL (0586) 28-9024 (直通)